

東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第一百七十一条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和七年三月十四日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

（放流の制限）

- 一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

（持ち出しの禁止）

- 二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

（遺棄の禁止）

- 三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

（有効期間）

- 四 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。